

○菊池市企業誘致促進補助金交付要綱

平成18年3月30日

告示第18号

改正 平成19年告示第19号

平成21年告示第60号

平成25年告示第14号

平成27年告示第20号

平成28年告示第1号

令和3年3月24日告示第44号

令和4年4月1日告示第69号

令和4年6月16日告示第138号

令和6年3月29日告示第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に立地を図る企業に対して助成措置を行い、本市経済の発展、産業の振興、雇用機会の増大を図るため、その企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 営利を目的として、物品の製造、加工又は修理をする施設(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる製造の用に供する施設)及びその他市長が特に認めたものをいう。
- (2) 新設 市内に工場等を有しない者が、新たに市内に工場等を開設することをいう。
- (3) 増設及び移設 市内に工場等を有する者が規模を拡大する目的で、新たに工場等(工場等内において、成果品の製造に係る一連の製造工程に係る機械及び装置並びに付属備品の増設を含む。)を建設することをいう。
- (4) 投下固定資産額 新設した工場等の固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)

第341条に規定する家屋及び償却資産をいう。)の取得価格合計で、市長が認定した額をいう。

- (5) 新規雇用者 新設した工場等の事業開始に伴い、新たに1年以上引き続いて常時雇用される者で、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (6) 事業者 市内に新たに事業用地を取得し、工場等を新設、増設又は移設する者をいう。

(補助の対象)

第3条 新設に伴う補助金の対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内で新たに10,000m²以上の工場等用地を取得し工場等を開設するもので、工場等の立地が当該地域の土地利用計画に適合するものであること。
- (2) 工場等の投下固定資産額が2億円以上であること。
- (3) 新規雇用者が10人以上であること。
- (4) 工場等の建設及び事業の実施に当たり、公害を発生するおそれのないもの又は公害発生の防止に必要な措置を講じてあり、公害防止に関する法令、その他関係法令に違反しないこと。

2 増設及び移設に伴う補助金の対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内で新たに5,000平方メートル以上の工場等用地を取得し工場等を開設するもので、工場等の立地が当該地域の土地利用計画に適合するものであること。
- (2) 工場等の投下固定資産額が1億円以上であること。
- (3) 新規雇用者が10人以上であること。
- (4) 工場等の建設及び事業の実施に当たり、公害を発生するおそれのないもの又は公害発生の防止に必要な措置を講じてあり、公害防止に関する法令、その他関係法令に違反しないこと。

(補助対象事業者の指定)

第4条 市長は、新設、増設又は移設された工場等が前条に該当するときは、当該工場等をこの要綱を適用する工場等(以下「対象工場等」という。)として指定する。

2 前項による対象工場等の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工場等の操業開始前30日までに対象工場等指定申請書(様式第1号)を提出しなければ

ならない。

- 3 前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に対し、対象工場等指定書(様式第2号)を交付するものとする。

(事業開始の報告)

第5条 対象工場等指定書の交付を受けた事業者(以下、「指定事業者」という。)は、当該対象事業所等の操業開始後10日以内に事業開始報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の対象となる経費は指定事業者が、工場等を新設又は増設、移設するために要した土地売買契約額とする。

- 2 市長は指定事業者に対し、次に掲げる補助金を交付することができる。

- (1) 用地取得補助金 指定事業者が新たに取得した土地のうち、市長が当該工場等の事業の用に供すると認める土地(取得後3年以内に建設工事に着手したものの)の取得価格に100分の30を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨てる。)を当該指定事業者に交付する。ただし、その額が2億円を超えるときは2億円を限度とし、増設の場合は1回限り交付する。

- (2) 雇用促進補助金 指定事業者が雇用した新規雇用者のうち、市内に住所を有する者一人当たりについて30万円を乗じて得た額を交付する。ただし、その額が600万円を超えるときは600万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条の申請書は菊池市企業誘致促進補助金交付申請書(様式第4号)によるものとし、併せて事業実績報告書(様式第5号)を提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、用地取得補助金については当該工場等の操業開始後1年以内、雇用促進補助金については、操業の日から1年を経過した日を基準として1年以内とする。

(補助金の交付決定及び額の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請書及び事業実績報告書を受理したときは、当該申請に係る書類及び実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、補助金額を確定するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定及び補助金額が確定したときは、申請者に対し指令書

(様式第6号)を交付する。

3 第1項の規定による補助金の交付は、市長が指定する期間内に分割して交付することができる。

4 申請者が前項の規定により定められた期間内において、対象工場等を廃止したときは、当該廃止した年度以後の補助金の交付を行わないものとする。

(補助金の請求等)

第9条 補助金の請求書は、菊池市企業誘致促進補助金交付請求書(様式第7号)によるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 財産の処分を制限する期間は、次のとおりとする。

財産名	財産の処分を制限する期間
第6条第2項第1号の規定に該当する事業用地	土地売買契約後10年間

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、若しくは停止し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 工場等を事業のために使用せず、他の用途に供したとき。

(2) 工場等の事業を休止又は廃止したとき。

(3) 工場等の指定の要件に該当しなくなったとき。

(4) 虚偽その他不正の行為により工場等の指定若しくは補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

(関係書類の保管期間)

第12条 関係書類の保管期間は、10年とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成19年告示第19号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第60号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年告示第20号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年告示第1号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第69号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第138号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年告示第163号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

対象工場等指定申請書

菊池市長 様

(申請者)所在地

名称

代表者氏名

菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により、対象工場等として指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 本社の所在地
- 4 代表者氏名
- 5 事業種目
- 6 設置に要する資金総額
- 7 投下固定資産額(土地代を除く)
- 8 事業用地の新規取得面積及び取得額
- 9 常時雇用する従業員数(うち新規雇用者数)
- 10 操業開始予定年月日 年 月 日

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

対象工場等指定書

様

菊池市長 印

菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第 4 条第 3 項の規定により、対象工場等として下記のとおり指定します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 本社の所在地
- 4 代表者氏名
- 5 事業種目
- 6 指定の条件

(1) 年 月 日申請に係る施設等に適用します。

(2) 公害関係法令の規定に違反し、勧告及び改善命令に従わない場合においては、対象工場等の指定を取り消します。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

事業開始報告書

菊池市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号で菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第4条第1項の規定による対象工場等として指定を受けました当工場等は下記のとおり事業を開始しましたので報告します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 着工年月日
- 4 完了年月日
- 5 操業開始年月日
- 6 操業開始時における従業員数

	区分	総員数	男	女
	現在の従業員数	人	人	人
	今回新規採用予定者数	人	人	人
	上記のうち市内居住者数	人	人	人

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

菊池市企業誘致促進補助金交付申請書

菊池市長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

菊池市企業誘致促進補助金として、金 _____ 円を交付されるよう菊池市補助金交付規則第3条及び菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象工場等指定書の日付及び番号
- 2 事業種目
- 3 対象工場等の名称
- 4 対象工場等の所在地
- 5 操業開始年月日
- 6 補助金算出基礎

- ① 事業用地の取得面積 _____ m²
- ② 事業用地の土地売買契約額 _____ 円
- ③ 投下固定資産額 _____ 円
- ④ 新規雇用者数 _____ 人

(内訳)

ア	市内での新規雇用による者	人
(人)	
イ	市外からの配置転換による者	人
(人)	

()は、うち雇用保険被保険者

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

事業実績報告書

菊池市長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

菊池市企業誘致促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 対象工場等指定書の日付及び番号
- 2 事業種目
- 3 対象工場等の名称
- 4 対象工場等の所在地
- 5 補助金額算出基礎

	投下固定試算額(千円)		区分	総員
	所要額	支払済額		
土地			新規部分	
建物			合計	
構築物				
機械装置				
試験器具				
その他				
合計				

様式第 6 号(第 8 条関係)

指令書

菊池市指令第 号

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました菊池市企業誘致促進補助金については、
菊池市補助金交付規則第 4 条の規定により、金 円の交付が決定し、補助金
額が確定しましたので通知します。

年 月 日

菊池市長 印

補助の条件

- (1) 菊池市企業誘致促進補助金交付要綱に違反しないこと。
- (2) 本補助金については、菊池市監査委員の監査があること。

様式第7号(第9条関係)

菊池市企業誘致促進補助金交付請求書

年 月 日付け菊池市指令第 号で交付確定の通知があった菊池市企業誘致促進補助金として、下記金額を請求します。

記

請求額	金	円
口座振替払	銀行・農協・信用金庫 本 支店	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義人	

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

菊池市長 様

書類の提出方法	紙・電子メール
---------	---------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※書類発行責任者と担当者は、同一人物でも可能です。

※書面の真正性（請求内容が正しいかどうか）を担保するため電話等で確認を行う場合があります。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)